

○ 香川県警察非違事案防止対策委員会設置要綱の制定について（通達）

（令和4年11月24日付け香監察第141号）

県警察では、非違事案防止対策の一環として、組織上の非違事案につながりやすい問題点の早期把握と適切な対処に努めているところであるが、この度、非違事案が発生した場合の再発防止策、県民から寄せられた苦情等を踏まえた業務改善方策、監察及び業務指導による改善措置等について、部門横断的に情報共有し、総合的な検討、検証等を行うため、別添のとおり「香川県警察非違事案防止対策委員会設置要綱」を制定したので、その運用に遺漏のないようにされたい。

## 香川県警察非違事案防止対策委員会設置要綱

### 1 設置

香川県警察（以下「県警察」という。）の非違事案防止対策に係る検討、検証等を行うため、本部に、香川県警察非違事案防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 任務

委員会は、次に掲げる事項に関する総合的な検討、検証等を行うことを任務とする。

- (1) 非違事案の原因及び背景の分析に関すること。
- (2) 非違事案の分析結果等を踏まえた業務の仕組みの改善に関すること。
- (3) 苦情又は意見、要望等を踏まえた業務改善に向けた取組に関すること。
- (4) 県警察が実施する監察及び業務指導に関すること。
- (5) その他非違事案防止対策の高度化に関すること。

### 3 構成及び運営

- (1) 委員会の構成員は、別表第1「香川県警察非違事案防止対策委員会構成員表」のとおりとする。
- (2) 会議は、必要に応じて委員長が招集するものとする。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、意見を聴き、又は会議への出席を求めることができる。
- (4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 4 幹事会

- (1) 委員会の事務について委員会を補佐し、委員会の円滑な運営を図るとともに、前記第2に掲げる各事項に関して、総合調整を行うため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会の構成員は、別表第2「香川県警察非違事案防止対策委員会幹事会構成員表」のとおりとする。
- (3) 会議は、必要に応じて幹事長が招集するものとする。
- (4) 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、意見を聴き、又は会議への出席を求めることができる。

### 5 ワーキンググループ

- (1) 前記第2に掲げる各事項に関して、部門横断的な情報共有、個別具体的な事案の検討、検証等を行うため、委員会にワーキンググループを置く。
- (2) ワーキンググループの構成員は、別表第3「香川県警察非違事案防止対策委員

会ワーキンググループ構成員表」のとおりとする。

- (3) 会議は、必要に応じて座長が招集するものとする。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、意見を聴き、又は会議への出席を求めることができるとともに、一部の構成員に出席者を限定して会議を開催することができる。
- (5) 各警察署の副署長は、特段の事情のない限り、Web会議システムを利用したオンラインにより参加するものとする。

## 6 庶務

委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、監察課において処理する。

## 7 補則

- (1) 企画課が所管する「香川県警察企画調整委員会」又は「香川県警察運営イノベーション推進委員会」の枠組みにおいて協議が必要なものについては、企画課と監察課において調整するものとする。
- (2) ワーキンググループにおいて、検討、検証等を行った事項のうち、組織的な判断や決定を要しないものについては、委員会及び幹事会の各会議を開催しないことができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表第 1

香川県警察非違事案防止対策委員会構成員表

委員 長	本 部 長
副 委 員 長	警 務 部 長
委 員	生 活 安 全 部 長 地 域 監 刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長 首 席 監 察 官 警 察 学 校 長

別表第2

香川県警察非違事案防止対策委員会幹事会構成員表

幹 事 長	警 務 部 長
副 幹 事 長	首 席 監 察 官
幹 事	総 務 課 長 広 聴 ・ 被 害 者 支 援 課 長 企 画 課 長 警 務 課 長 留 置 管 理 課 長 監 察 課 長 会 計 課 長 厚 生 課 長 情 報 管 理 課 長 生 活 安 全 企 画 課 長 地 域 課 長 刑 事 企 画 課 長 交 通 企 画 課 長 公 安 課 長

別表第3

香川県警察非違事案防止対策委員会ワーキンググループ構成員表

座 長	首 席 監 察 官
副 座 長	監 察 課 長
委 員	広 報 官 総務課取調べ監督室長補佐 広聴・被害者支援課長補佐（広聴） 企 画 課 調 査 官 警 務 課 管 理 官 留 置 管 理 課 長 補 佐 監 察 官 監 察 課 次 長 会 計 課 監 査 室 長 補 佐 厚生課健康管理室長補佐 情 報 管 理 課 次 長 生 活 安 全 企 画 課 管 理 官 地 域 課 次 長 刑 事 企 画 課 管 理 官 交 通 企 画 課 管 理 官 公 安 課 管 理 官 警 察 学 校 副 校 長 各 警 察 署 副 署 長